

2021年1月

継続企業一開示に焦点を当てる

本文書はIFRS®基準の首尾一貫した適用を支援することを意図している。

IFRS 基準を適用して財務諸表を作成するにあたって経営者が行わなければならない本質的な意思決定は、その財務諸表を継続企業の前提により作成するか否かである。COVID-19 のパンデミックにより生じた、現在のストレスがかかっている経済環境において、多くの企業は収益、収益性、及びこれらによる流動性の著しい悪化を見ており、そのことがこれらの企業が継続企業として存続できる能力に疑義を生じさせる可能性がある。したがって、そのような企業において、財務諸表が継続企業の前提により作成することが要求されているか否かを決定するには、通常よりも判断の度合いが大きくなる可能性がある。

ほとんどの関係者は、企業が継続企業として存続できる能力に関する重要な不確実性を開示することを要求しているIAS 第1号「財務諸表の表示」の継続企業及び関連する要求事項の具体的な議論になじみがある。しかし、ここ数か月の継続企業に関して寄せられた質問は、具体的な継続企業に関する要求事項と相互作用するIAS 第1号の「包括的な(overarching)」開示要求の関連性を強調している。この相互作用を考慮することは、IFRS 基準が要求する重要性のある開示を識別する上で重要な手順であり、それらの開示は財務諸表の利用者にとって関連性がある可能性が高い。この相互作用の一つの側面は、IFRS 解釈指針委員会が公表した [2014年のアジェンダ決定](#) において強調された。本文書は、そのアジェンダ決定の内容を要約するだけでなく、他に関連性のある可能性がある相互作用についても強調している。

### 継続企業の検討

年次財務諸表であれ、期中財務諸表であれ、IAS 第1号は、財務諸表の作成にあたり、企業が継続企業として存続する能力について検討することを経営者に要求している。IAS 第1号は、経営者に企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提により財務諸表を作成すると説明することにより継続企業を定義している。

IAS 第1号の第26項は、継続企業の前提により作成することが適切であるか否かを検討するにあたり経営者が考慮しなければならない可能性のある要因には、企業の現在及び将来の収益性、既存の借入れの返済時期、並びに、借換えをする場合の潜在的な借入先に関連する要因であると述べている。現在のストレスがかかっている経済環境において、企業は過去と比べてより広い範囲の要因の影響を受ける可能性がある。IAS 第1号は、将来に関するす

すべての入手可能な情報を検討することを経営者に要求している。したがって、継続企業の前提により財務諸表を作成することが適切であると結論付ける前に、経営者はこのより広い範囲の要因を考慮しなければならない可能性がある。経営者が検討しなければならない可能性がある要因には、例えば、企業活動の一時的な中止又は停止、政府によって将来課される可能性のある活動に対する潜在的な制約、政府による支援の継続的な利用可能性、及び、（顧客の行動様式の変化など）市場の長期的な構造上の変化の影響が含まれる。

財務諸表を継続企業の前提により作成すべきか否かを検討するにあたり、IAS 第 1 号は、報告期間の末日から少なくとも 12 か月を見通すことを要求しているが、その見通しが 12 か月に限定されないことを強調している。国によっては、財務諸表の発行が承認された日から 12 か月、継続企業であるか否かを検討することを規則が要求している。12 か月を超える期間を検討することは、IAS 第 1 号の要求事項と矛盾するものではない。IAS 第 1 号は最短の期間を定めており、上限を定めていない。

### **ダイナミックな検討**

現在の環境において、企業が継続企業として存続する能力に関する経営者の検討に影響を与える状況は、急速に変化する可能性がある。IAS 第 10 号「後発事象」の第 14 項は、継続企業の前提により作成することの経営者の検討は、報告期間の末日の後から、財務諸表の発行の承認日までに生じた事象の影響を反映する必要があると説明している。これにより、継続企業の前提により作成することの検討及びどの開示が必要であるのかについての意思決定について、経営者が更新することを要求される可能性がある。財務諸表の発行が承認される前に、状況が悪化し、経営者が営業停止する以外に現実的な代替案がなくなった場合、財務諸表を継続企業の前提により作成してはならない。

### **開示が鍵**

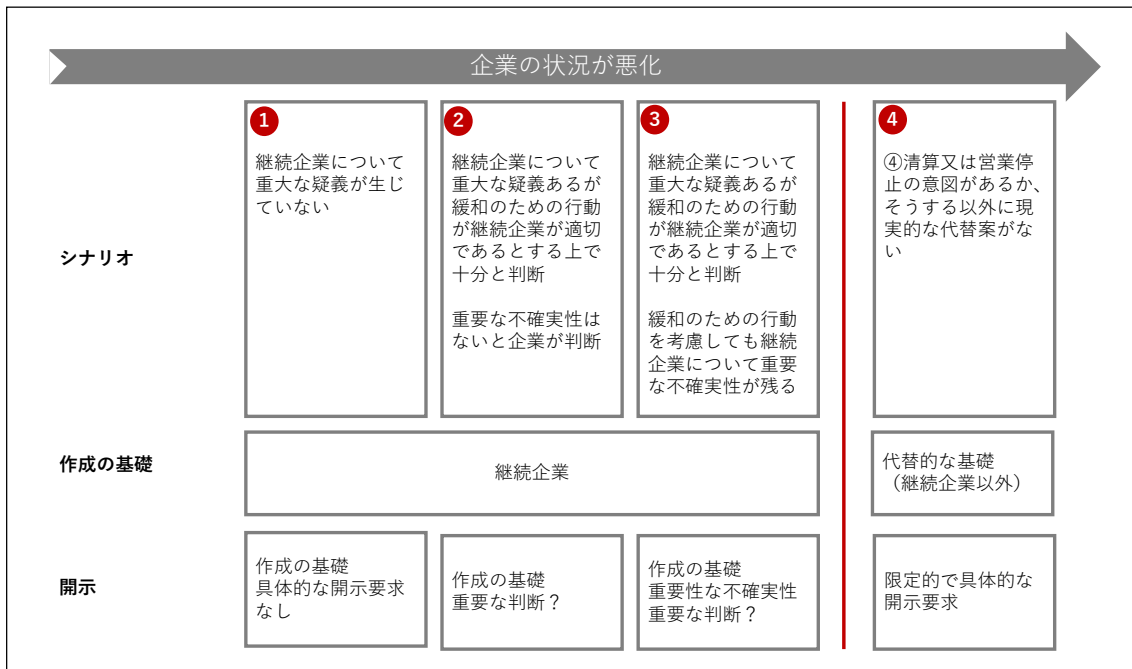
財務諸表を継続企業の前提により作成するか否かは二者択一の意味決定であるが、企業が継続企業の前提により財務諸表を作成する状況は、大きく異なることになる。

状況は、企業に収益性があり、流動性について懸念がない場合から、経営者が計画する緩和のための行動を考慮しても、「間一髪」で企業が継続企業の前提により作成する場合まであることがある。経営者の意思決定を支える仮定及び判断は、現在の環境においては、過去と比べてより多くの不確実性を伴う可能性がある。したがって、企業が IAS 第 1 号の第 25 項の継続企業に関する具体的な開示要求だけでなく、IAS 第 1 号の包括的な開示要求を検討することが重要である。そのような開示要求には、第 122 項の、財務諸表に認識されている金額に最も重要な影響を与えている判断に関連するものが含まれる。現在のストレスがかかっている経済環境において、財務諸表の利用者は継続企業に関連する開示に焦点を当て

る可能性が高い。利用者が聞く可能性のある質問には、継続企業に関する結論に達するにあたって経営者が用いた仮定が、財務諸表の他の側面を支える仮定とどのように関係しているのかが含まれる可能性がある。

### IAS 第 1 号の要求事項の適用

IAS 第 1 号の要求事項は、以下に示す図により描写される。



継続企業の範囲の片方の端のシナリオ 1 には、収益性の高い事業を有しており、流動性の懸念がなく、継続企業として存続する能力に重要な疑義が生じていない企業がいる。そのような企業においては、作成の基礎を説明する必要があるほかは、継続企業に関連する具体的な開示要求は存在しない。また、継続企業の前提により財務諸表を作成すると結論に達するにあたり、重要な判断を伴う可能性が低い。

継続企業の範囲のもう片方の端のシナリオ 3 には、継続企業でなくなるのが近い企業がいる。企業に損失が生じており、当該企業の財又はサービスの需要が急速に減少し、借入れの返済期限が今後 12 か月以内に迫っていると仮定する。このシナリオにおいて、経営者は、計画する行動の実行可能性及び有効性を含む、すべての関連性のある情報を考慮した結果、継続企業の前提により財務諸表を作成することが適切であると結論付ける。しかし、経営者は、企業が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる、事象又は状態に関する重要な不確実性が存在する—例えば、減少した需要に対処する立直し戦略を遂行し、借入れを更新するか借換えを行う経営者の能力に相当の不確実性が存在する—と結論付ける。そ

のようなシナリオにおいて、IAS 第 1 号の第 25 項は、企業が継続企業として存続する能力に関する重要な不確実性について開示することを要求している。そのような開示を行うにあたり、企業はそれらの不確実性が、継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性があるとして識別する。

シナリオ 3 において、財務諸表を継続企業の前提により作成するとの結論は、重要な判断を伴った可能性が高い。そうである場合、企業は、第 25 項で要求されている重要な不確実性を開示するに加え、継続企業の前提が適切であるとの判断に関連して第 122 項の開示要求を適用することも要求される。これらの開示要求を適用するにあたり、企業は、(a)企業が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる事象又は状態、及び、(b)それらの事象又は状態への対応としての経営者の行動又は計画の実行可能性及び有効性に関して、どの情報に重要性があるのかを検討する。

ここでシナリオ 2 を考える。事実はシナリオ 3 と類似しているが、経営者が、自身の計画する行動の実行可能性及び有効性を考慮した結果、重要な不確実性が緩和される一例え、経営者が立直し戦略を遂行し始めており、実行可能な代替的な借入先の識別を含む、その戦略が成功していることについて十分な証拠を示している一と仮定する。IFRS 解釈指針委員会は、類似するシナリオを 2014 年に検討した。[アジェンダ決定](#)において、IFRS 解釈指針委員会は、計画された緩和のための行動を考慮した後、重要な不確実性が存在しないとの経営者の結論が重要な判断を伴う場合、第 122 項の開示要求は、重要な不確実性が存在しないと結論付けるにあたって行った判断に適用されることになることを強調している。

IAS 第 1 号の包括的な開示要求のもう 1 つの例で、特に「間一髪」のケースにおいて関連性があることがあるのは、第 125 項から第 133 項の見積りの不確実性の発生要因に関する開示要求である。これらのパラグラフは、将来に関して置く仮定、及び、報告期間の末日における見積りの不確実性の他の主要な発生要因で、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額の重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示することを企業に要求している。

#### **企業が継続企業でない場合に何が要求されるか？**

シナリオ 4 と、もはや継続企業ではない企業を考える。IAS 第 1 号は、経営者に企業を清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合、継続企業の前提により作成することはもはや適切ではないと説明している。そのような場合に企業が IFRS 基準を適用して財務諸表を作成するとき、企業は継続企業の前提により財務諸表を作成しない。

IAS 第 1 号は、企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表を作成する代替的な基礎を定めていない。IAS 第 1 号の第 25 項は、財務諸表が継続企業的前提により作成されていない旨、企業が継続企業ではないと認められた理由、及び財務諸表の作成に用いた基礎を開示することを企業に要求している。

### 話題の論点

上記において概説したとおり、IFRS 基準の包括的な要求事項は既に、継続企業の検討に関する重要な判断について情報を開示することを企業に要求している。しかし、現在の環境において継続企業の検討及び関連する開示の重要度について感度が高まっていることを受け、継続企業は会計基準設定主体の間で議論される論点になっている。例えば、ニュージーランドの会計基準審議会は、IFRS 基準と同等のニュージーランド基準を修正し、継続企業に関連する追加的な開示要求を定めている。新しい要求事項は、上記において強調した IAS 第 1 号の包括的な要求事項を参照している – 新しい要求事項は継続企業の検討の文脈においてこれらの包括的な要求事項を検討した結果、提供することが期待される情報の開示を明示的に要求している。

継続企業は、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) によって検討されている論点でもある。IAASB は 2020 年 9 月にディスカッション・ペーパー「財務諸表監査における不正及び継続企業：財務諸表監査における監査人の役割に関する一般認識と監査人の責任の間の差異の探究」を公表し (2021 年 2 月 1 日まで協議のために公開中)、2020 年 9 月に円卓会議を開催した。ディスカッション・ペーパーは、継続企業に関して重要な不確実性が存在する場合の監査上の要求事項と IAS 第 1 号の要求事項を強調しており、監査基準における重要な不確実性の概念及び関連する要求事項が十分に IFRS 基準の要求事項と整合しているか否かについての見解に IAASB が関心を持っていると説明している。

継続企業の論点は、今後行われる IASB のアジェンダ・コンサルテーションにおいて扱われる潜在的なアジェンダ項目として識別されている。IASB はアジェンダ・コンサルテーションに関して 2021 年 3 月に情報要請を公表する予定である。それまでは、継続企業の検討に関連して現在、該当する IFRS 基準が何を要求しているのかを覚えておくことが重要である – それは重要性のある不確実性の開示だけでなく、重要な判断の開示でもある。